

築上町告示第95号

平成28年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年8月22日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成28年9月1日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

小林 和政君	宗 晶子君
宮下 久雄君	有永 義正君
信田 博見君	鞆野 希昭君
池亀 豊君	工藤 久司君
丸山 年弘君	田原 宗憲君
吉元 成一君	塩田 文男君
武道 修司君	田村 兼光君

---

○9月5日に応招した議員

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月15日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成28年9月1日 (木曜日)

---

**議事日程** (第1号)

平成28年9月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
  - ②町長の報告
- 報告第3号 平成27年度健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 平成27年度資金不足比率の報告について
- 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
- 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第74号 平成28年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第5 議案第75号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第76号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第7 議案第77号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算 (第2号) について
- 日程第8 認定第1号 平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第14 認定第7号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第78号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第79号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第80号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第81号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第82号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第83号 旧竹内邸条例の制定について
- 日程第26 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第27 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第86号 町道路線の廃止について
- 日程第29 議案第87号 財産の取得について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
  - ②町長の報告

- 報告第3号 平成27年度健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 平成27年度資金不足比率の報告について
- 報告第5号 しいだサンヨー株式会社の経営状況の報告について
- 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第74号 平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 議案第75号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第76号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第77号 平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 認定第1号 平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第78号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第79号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第80号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第81号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第82号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第83号 旧竹内邸条例の制定について
- 日程第26 議案第84号 町道路線の認定について
- 日程第27 議案第85号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第86号 町道路線の廃止について
- 日程第29 議案第87号 財産の取得について

---

出席議員（14名）

1 番	小林 和政君	2 番	宗 晶子君
3 番	宮下 久雄君	4 番	有永 義正君
5 番	信田 博見君	6 番	鞆野 希昭君
7 番	池亀 豊君	8 番	工藤 久司君
9 番	丸山 年弘君	10番	田原 宗憲君
11番	吉元 成一君	12番	塩田 文男君
13番	武道 修司君	14番	田村 兼光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	永野 賀子君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	柿本直保美君	代表監査委員	尾座本雅光君
監査事務局長	石井 紫君		

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成28年第3回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

もう本当に朝晩めっきりですね、猛暑がうそのように涼しくなってきた、きょうこのごろでございます。しかし、北海道、東北では台風が3回も続いて、襲来をして大変な河川の氾濫等が出て、お見舞いを申し上げなきゃならないような状況でございます。本町にとっては、まだちょっと、雨が足りないという状況でございますけれどもですね、若干、一息ついたかなという状況でございます。

さて、先般、広域圏の理事会がございまして、消防の用途不明金の問題でございまして、刑事訴訟で30日に判決の予定でございましたけど、若干延んだというふうな報告を受けておるところでございます。その間の、若干の経過を申し上げますと、不明金が、1億を超える不明金の中で、相手方の夫名義から743万8,388円の入金が消防会計のほうにございましたが、ほんの、スズメの涙ほどの入金でございますけれども、若干ありました。

そこで、理事会では、後どうするかというふうなことで、民事訴訟も、これは速やかにやろうというふうなことで、民事訴訟に、一応、弁護士を通じて入ろうというふうな決議をしました。

そして、後の責任問題どうするかという形になるけれども、民事訴訟で弁済ができないという

時点になったときに、それぞれの関係者に対して、補填の要請を行っていかうと、法的な効力はございませんが、補填の要請を関係者にやっていかうと、このようなことで、理事会を終えたところでございます。

そしてまた、この理事会でもう1つ、今までは、周防灘湾岸道路建設促進期成会というのがございましたが、これが平成22年に一時、休止をしておりました。というのも、東九州道が完成するまでは、2つも、ちょっと要望できないだろうという1つの観点で、東九州道が完成するまでは、この分は凍結しようというふうなことで、県とも協議をして休止をしておりました。これが、22年の5月、一応、休止を決定したわけでございますけれども、東九州道完成したということで、平成28年度中にこの会を、再度、再開しようというふうなことで、広域圏の理事会の中で意見が一致したところでございます。

そういった形の中で、関係者の総会を28年度中には、必ず行うということで、一応、理事会では合意をしたところでございます。

そして、あと、きょうの9月議会ということで、決算の議会が主な形になりますけれども、報告が第三セクターの、いわゆる決算報告等々が5件ございます。そして、議案といたしましては、補正予算が一般会計補正予算ほか3件と。そして、あと決算が、それぞれ12会計ございますが、12の決算の認定。そして、あと条例の一部改正、それから条例の制定というふうなことで、これが6件ございます。あとは、町道の認定、廃止が3件、そしてあと、財産の取得ということで、先般、臨時議会で承認をいただいた、農業公園内の未買収地の土地の買収契約ができましたので、今回、議案として提案をさせていただいておるところでございます。

計25議案が、今回、皆さん方に審議をお願いしている議案でございますので、よろしく御審議をしていただきながら、全て採択をいただきますよう、お願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わりました。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. **会議録署名議員の指名**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番、小林和政議員、2番、宗晶子議員を指名します。

---

### 日程第2. **会期の決定**

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月29日、議会運営委員会を開催し、手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月1日本日、木曜日は本会議で議案の上程、なお、議案第87号財産の取得については、本日即決とすることとし協議いたしました。

9月2日金曜日は、考案日です。

3日土曜日、4日日曜日は、休会といたします。

5日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

6日火曜日は、考案日とします。

7日、8日は、本会議で一般質問とし、なお、8日は一般質問の予備日といたします。

9日は考案日とし、10日、11日は、休会といたします。

12日月曜日は、厚生文教常任委員会。

13日火曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。なお、総務産建常任委員会については、築城支所第4、第5会議室で行います。

14日水曜日は、委員会予備日といたします。

15日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。

一般質問の受付締め切りは、あす9月2日正午までといたします。

以上、会期は、本日から9月15日までの、15日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田村 兼光君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月1日から15日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第74号ほか25件です。ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。**報告第3号**平成27年度健全化判断比率の報告についてから、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告をしていただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。先に、元島財政課長。

○**財政課長（元島 信一君）** **報告第3号**平成27年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第3項の規定により、平成27年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

**報告第4号**平成27年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

○**総務課長（八野 繁博君）** 報告第5号……。

○**議長（田村 兼光君）** 議長からの指名を受けんと、隣組の会議と違うよ。

続いて、第5号から第7号。八野総務課長。

○**総務課長（八野 繁博君）** **報告第5号**しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

**報告第6号**東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

**報告第7号**株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成28年9月1日提出、築上町長、新川久三。

○**議長（田村 兼光君）** 元島財政課長。

○**町長（新川 久三君）** 報告第3号は、平成27年度健全化判断比率の報告でございます。

本報告は、平成19年の6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成27年度の決算数値をもとに算定された健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。

健全化判断比率の4指標とは、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、3番目が実質公債費比率、4番目が将来負担比率であり、平成27年度決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率がございません。実質公債費比率は8.9%、将来負担比率は49.5%となっております。

次に、報告第4号平成27年度資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成27年度の決算数値をもとに算定された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

27年度決算においては、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の資金不足比率は比率なしとなっておるところでございます。

次に、報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。

本報告は、平成27年度しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、純売上高5,883万4,500円で、対前年360万2,774円、6.52%の増収となりました。これに対し、営業費用、販売費及び一般管理費は5,883万3,830円で、対前年354万1,793円、6.41%の増額となっておるところでございます。そして、経常利益は17万9,602円、税引き後の当期純利益は7万2,311円となっております。

それから、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について。

本報告は、27年度東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告であります。

当期の経営状況は、売上利益2,003万9,084円で、対前年に対し85万7,923円、4.5%の増収となっております。これに対しまして、営業費用、販売費及び一般管理費は、1,726万3,473円で、対前年に対し20万9,158円、1.2%の減額となっておるところでございます。また、経常利益金額は291万7,311円、当期純利益は249万6,384円となり、昨年度に引き続き黒字となっております。

次に、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございます。

本案は、平成27年度株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、純売上高1億1,245万3,199円で、前年度に対し1,634万9,506円、17.01%の増収になっております。これに対しまして、営業費用、販売費及び一般管理費は1億395万1,239円で、前年度に対して、1,415万9,777円、15.76%の増加となりました。また、経常利益は888万7,026円、当期純利益は657万5,261円となっておるところでございます。

これらの報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会の報告をするものでございます。以上でございます。

---

**日程第4. 議案第74号**

**日程第5. 議案第75号**

**日程第6. 議案第76号**

**日程第7. 議案第77号**

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第74号平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第7、議案第77号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第77号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） 議案第74号平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第75号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第76号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第77号平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成28年9月1日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第74号は、平成28年度築上町一般会計補正予算（第5号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額122億9,029万円に6億587万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を128億9,616万7,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金150万円、保育対策総合支援事業費補助金300万円、農地利用最適化交付金239万8,000円、前年度繰越金を6億3,965万9,000円、一応、充てておるところでございます。

そして、歳出の主なものは、ネットワーク強靱化事業等3,371万1,000円、道路維持事業、町内一円でございますけれども、これを3,500万。道路新設改良事業、日奈古54号線、これは仮の名称でございますけれども、2,000万円。橋梁維持事業、新宮渡橋1,150万円、公共施設等整備基金積立金4億を積立金としてするようにしておるところでございます。

ほかに、債務負担行為の追加、地方債の変更という形で、債務負担行為の補正については、京築広域圏事務組合負担金で、これは災害対応特殊緊急自動車事業に係る元利償還金ということで、これ平成29年度から32年度、322万円、京築広域市町村圏の事務組合負担金、これも救助工作車事業に係る元利償還金、29年度から32年、1,418万5,000円、京築広域市町村圏事務組合負担金、これも全国瞬時警報システム整備事業に係る元利償還金と、これも29年度から平成31年度までということで47万2,000円、京築広域市町村圏事務組合負担金という、これも消防緊急無線デジタル化整備工事に係る元利償還金ということで、29年から36年まで7,293万7,000を債務負担行為で補正を追加させていただいております。

それから、変更につきましては、地方債の補正でございますけれども、臨時財政対策債、一応、限度額3億でございましたけれども、限度額を2億5,565万4,000円に減額をさせていただいております。

以上、一般会計の概要でございます。

次に、議案第75号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、本補正予算案は、歳入予算の組み替えでございます。既定の歳入歳出予算の総額が391万1,000円の変更はございません。歳入歳出予算の内容は、平成27年度決算に伴う、繰越金213万1,000円の減額と、奨学基金繰入金213万1,000円の増額ということで、一応、歳入操作をさせていただいております。

次に、議案第76号平成28年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額32億5,835万5,000円の範囲で予算費目の、これも組み替えでございます。

補正の主なものは、過年度国県返納金の確定に伴う償還金の増額補正及び国庫補助金交付要件変更に伴う予算科目の組み替えでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金162万円の増額補正及び一般会計繰入金162万円の減額補正となっております。

歳出の主なものは、償還金1,553万7,000円の増額補正並びに保険給付金1,553万7,000円の減額補正となっております。

以上、もう1つ議案第77号が、これは平成28年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算は、既定の第3条予算の収益的収入を250万円増額いたしまして、総額4億3,204万4,000円に、収益的支出を500万円増額いたしまして、総額4億120万1,000円に改めるものでございます。

内容といたしましては、経営戦略策定業務委託料の計上による増額でございます。

3議案ともよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

**日程第8. 認定第1号**

**日程第9. 認定第2号**

**日程第10. 認定第3号**

**日程第11. 認定第4号**

**日程第12. 認定第5号**

**日程第13. 認定第6号**

**日程第14. 認定第7号**

**日程第15. 認定第8号**

**日程第16. 認定第9号**

**日程第17. 認定第10号**

**日程第18. 認定第11号**

**日程第19. 認定第12号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第8、認定第1号平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、認定第12号平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第12号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長（元島 信一君） **認定第1号**平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第2号**平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第3号**平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第4号**平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第5号**平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第6号**平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第7号**平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第8号**平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第9号**平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第10号**平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第11号**平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第12号**平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成28年9月1日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号平成27年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額が117億5,831万7,021円でございます。それから、歳出総額が98億3,696万2,229円となっております。その歳入歳出の差し引き額は、19億2,135万4,792円となっており、この差額のうち翌年度へ繰り越すべき一般財源が、2,163万7,000円含まれております。したがって実質収支額は、18億9,971万

7,792円となります。そして、昨年の実質収支を引いた単年度収支額が、2億7,132万3,895円となっておるところでございます。この単年度収支に平成27年中の積立金の増減を加えたところが、4億6,691万2,889円の実質単年度収支となっておるところでございます。

主な施策等につきましては、決算附属資料に掲示しておりますので、御参照いただければ幸いに存じます。あとの会計についても、決算附属資料で御参照いただくようお願い申し上げます。

次に、認定第2号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本認定は、平成27年度の築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額が2,253万7,182円、歳出総額が2億7,464万6,266円、歳入歳出の差額が2億5,210万9,084円の、これは赤字となっておるところでございます。この不足額は、平成28年から、繰上充用金によって補填をしておるところでございます。

次に、認定第3号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が361万764円、歳出総額230万4,627円、歳入歳出差し引き額が129万6,137円でございます。以上のような形になっておるところでございます。なお、収納率は、昨年ゼロとなっておるところでございます。

それから、認定第4号は平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が100万円、歳出総額が95万円、歳入歳出差し引き額は5万円でございます。この会計は、貸付金の返済回収業務を行っているものでございますが、一応、昨年の回収は、これはできておりません。滞納金額が1,283万4,482円あるわけでございます。

次に、認定第5号平成27年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計は、歳入総額が166万7,657円、歳出総額155万4,777円、歳入歳出の差し引き額が11万2,888円となっておるところでございます。なお、27年度中に一応、販売したのが、小1基ということでございます。ちなみに残区画は、大が11、中が29、小が151基ということで、合計191区画、売れたのは、大が19、中が29、小が131、計179が現在までの販売実績となっておるところでございます。

次に、認定第6号平成27年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額28億5,756万716円、歳出総額が29億7,665万8,334円、歳入歳出差し引き額が1億2,590万1,618円の赤字となっております。毎年のようにございますけれども、この不足額は、繰上充用というようなことで、28年度の収入金額を補填するように措置

をしておるところでございます。

次に、認定第7号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が3億941万2,297円、歳出総額が2億9,833万3,958円、歳入歳出差し引き額が1,107万8,339円となっております。

次に、認定第8号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が2億187万1,731円、歳出総額1億4,167万2,626円、歳入歳出の差し引き額は6,019万9,105円でございます。翌年度へ繰り越す財源が1,537万円ございまして、実質収支は4,482万9,105円となっております。なお、翌年度へ繰り越した財源及び実質収支額は、平成28年4月1日付けで地方公営企業法が適用されたことに伴い、地方公営企業会計に引き継ぎをしております。

それから、認定第9号は、平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が2億2,949万7,451円、歳出総額が1億7,856万9,340円、歳入歳出差し引き額が5,092万8,111円でございます。なお、この会計も地方公営企業法が適用されたことに伴い、地方公営企業会計に引き継ぎをいたしておるところでございます。

認定第10号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が3億5,196万345円、歳出総額が3億2,911万7,454円、歳入歳出差し引き額が2,284万2,891円となっております。翌年度へ繰り越す財源が、2,284万2,000円となっており、実質収支額が891円でございます。なお、この会計も地方公営企業会計に引き継ぎをいたすことにいたしております。

認定第11号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が3億4,909万9,884円、歳出総額3億4,098万3,071円、歳入歳出差し引き額が811万6,813円となっております。なお、この会計については地方公営企業法ということで、水道会計のほうに統合することになっておりますので、27年度をもって、この特別会計も終わります。

それから、認定第12号平成27年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

総収益2億5,639万4,752円、総費用1億9,145万6,713円、純利益は6,493万8,039円となっております。

今まで、認定1号から12号まで提案をいたしました。よろしく御審議をいただき御認定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで説明を終わります。ここで、代表監査委員に決算の監査報告の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） 平成27年度築上町各会計の歳入歳出決算の監査報告をいたします。

おはようございます。代表監査委員の尾座本です。築上町の平成27年度の決算における審査を7月の19日から28日にかけて、町監査事務局で丸山監査委員さんと実施いたしました。その結果につきまして御報告を申し上げます。

平成27年度一般会計、特別会計の総決算額は、歳入が160億7,973万1,048円であります。一方、歳出は143億8,176万2,682円であります。差し引きますと、16億9,796万8,366円となります。実質収支は16億3,811万9,366円で、単年度収支は3億4,213万5,892円です。実質単年度収支は5億3,772万4,886円で、それぞれ黒字となっています。

平成27年度の決算統計調査では、経常収支比率は88.5%、対前年度5.3ポイントの改善で、財政力指数が0.34、対前年度0.01ポイントの改善となっています。

また、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づく4指標では、実質赤字比率、連結実質赤字比率は比率なし、実質公債費比率は8.9%、対前年1.4ポイントの改善であります。将来負担比率は49.5%、対前年2.0ポイントの改善、それから、資金不足比率は各会計とも比率なしとなっています。

なお、運用面では債券を購入して得た利益を各基金に配当するなどの努力も見られます。運用につきましては、今後も計画的な取り扱いをお願いいたしたいところであります。

また、一般会計国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計において、それぞれ不納欠損処理が行われており、負担の公平性の観点から、慎重かつ適切な取り扱いを求めます。

社会情勢が変化する今日、地方創生、人口減少対策、それから少子高齢化対策、学校建設とさまざまな課題が山積しており、限られた財源を生かした、重点的、効率的な町政運営に励み、積極的な自主財源の確保、健全な自主自治体経営を要望いたします。

次に、水道会計決算の状況です。

総収益が2億5,639万4,752円、当年度純利益額は6,493万8,039円で、前年度に比べて、477万2,242円の減となっております。

より一層の収益率の向上を目指すよう要望いたします。また、収益の根幹となる有収率は、当年度は84.4%で、前年度の78.1%から改善しており、今後も引き続き水道料金の収納率向上に努力されることを要望いたします。

以上をもちまして、監査報告といたします。

○議長（田村 兼光君） 御苦労さまでした。

日程第20. 議案第78号

日程第21. 議案第79号

日程第22. 議案第80号

日程第23. 議案第81号

日程第24. 議案第82号

日程第25. 議案第83号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第20、議案第78号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第25、議案第83号旧竹内邸条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第83号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第78号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第79号築上町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第80号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第81号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第82号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第83号旧竹内邸条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年9月1日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第78号は築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員を委嘱するこ

とになりました。よってこの条例を、委員さんに支払う報酬、それから費用弁償ということで、なお、報酬については年額10万5,000円、費用弁償は1日当たり2,000円ということで、一応、条例化するものでございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、議案第79号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、福岡県子ども医療制度の改正に伴いまして、これまでの乳幼児医療費支給制度と子ども医療費支給制度が統合されます。現行の築上町子ども医療費の支給に関する条例を廃止いたしまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第80号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、児童扶養手当法の改正に伴いまして、引用している条項が変わるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第81号築上町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、福岡県の子ども医療費制度が改正されることに伴い、3歳から12歳になる年度末までの重度障害者対象児が、重度障害者医療費支給制度を選択した場合に、子ども医療費支給制度の利用との不均衡が生じないようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第82号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例は、貸し付けの対象区分及び人員が、大学4人及び短期大学2人に分かれて、各区分の人員が、それぞれ限定されているものを、区分をなくして、新規人員の6人と改め、広く貸し付けができるように対応するようにいたしましたものでございます。

もう一点が、貸付金の償還期間について、貸付期間の2倍としているものを、奨学生の卒業後の経済状況等を鑑みて、現行より猶予を持たせ、3倍に拡大して償還しやすいように、延長することといたしておるところでございます。

次に、議案第83号旧竹内邸条例の制定についてでございます。

近代和風住宅の旧竹内家住宅の保存と活用、また有意義な管理、運営を行い、築上町の地域文化と観光の振興を図るため、条例を制定するものでございます。

いずれの条例も、よろしく御審議をしていただき、御採択をお願い申し上げますよう、お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

---

## 日程第26. 議案第84号

**日程第27. 議案第85号**

**日程第28. 議案第86号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第26、議案第84号町道路線の認定についてから、日程第28、議案第86号町道路線の廃止についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第86号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） **議案第84号**町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。

**議案第85号**町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

**議案第86号**町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。平成28年9月1日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第84号は町道路線の認定についてでございます。

本案は、東八田地区の基盤整備事業の換地処分の完了に伴う7路線と西八田地区の2路線の町道を認定するものでございます。

議案第85号町道路線の変更については、本案も東八田地区の基盤整備事業の完了に伴う換地処分において、区域内の町道変更をするものでございます。

議案第86号町道路線の廃止については、町道湊42号線の地権者より、町道認定区間の廃止について申し出があり、調査した結果、これを妥当と認め、町道路線を廃止するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

**日程第29. 議案第87号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第29、議案第87号財産の取得についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号財産の取得については委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第29、議案第87号財産の取得についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 議案第87号財産の取得について、次のように財産を取得することについて議決を求める。平成28年9月1日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第87号は財産の取得についての提案でございます。

本案は、先般の8月5日に臨時議会において予算を可決いただきました、この農業公園用地の購入でございます。

平成28年の8月19日に契約を行いまして、内容はお手元に別添契約書を参考資料でつけておりますが、購入金額が5,806万8,000円ということで、1平方メートル当たりの単価が6,000円ということで、地籍が9,678平方メートルということで、このような金額になるようでございます。

契約の相手方は、今倉貞夫氏でございます。なお、所有権移転は本議会の承認後に、代金の支払いと一緒に行う予定にしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第87号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第87号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第87号は原案のとおり可決されました。

それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時02分散会

---